（別添資料）

不適合が確認された製品の詳細

注）不適合の内容については、調査時に購入した製品について確認した結果である。
（サンプル調査）

１．家庭用の圧力なべ及び圧力がま

（家庭用の圧力なべ及び圧力がまNo.3）

・製品名：かんたん開閉圧力鍋４Ｌ
・種別：電気式以外
・事業者名（輸入元）：エコー金属（株）
・事業者名（発売元）：アイリスオーヤマ（株）
・生産国：中国

●不適合の概要

①１１　表示

「運用及び解釈」では、家庭用の圧力なべ及び圧力がまの「表示」について、以下のように定めている。

> 運用及び解釈　別表
>
> 技術基準
>
> １１（１）　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和３４年法律第１２７号）第２条第５項の登録商標をいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。
>
> （２）　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
>
> 解釈
>
> １１　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。

本製品においては、事業者の名称として、「アイリスオーヤマ株式会社」が表示されていたが、実際に届けられている事業者名には上記事業者名と一致するものはなく、不適合と考えられた。

その後の確認により、輸入者がエコー金属（株）（届出事業者）であることが判明した。

（参考）製品の外観

（家庭用の圧力なべ及び圧力がま No.5）

・製品名：シズル圧力なべ
・種別：電気式以外
・事業者名：（有）河西
・生産国：ポルトガル

●不適合の概要

①７（２）　圧力調整装置の作動圧力

「運用及び解釈」では、家庭用の圧力なべ及び圧力がまの「圧力調整装置の作動圧力」について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表
技術基準
７（２）　圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの最高の内圧（以下「使用最高圧力」という。）は１４７．１キロパスカル以下であること。
解釈
７（２）　内容積の７０パーセント（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量。）の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱し、次の方法により確認すること。
イ　作動が円滑であることについては、目視及び触感により確認すること。
ロ　使用最高圧力については、圧力計等を用いて測定して確認すること。

本製品においては、使用最高圧力の測定値は、152.3kPa であり、基準の 147.1kPa を上回った。

なお、当該項目が不適合であったため、7 の試験後に行う試験である「８　安全装置の作動圧力」「９　耐内圧力」は未実施である。

②１１　表示

「運用及び解釈」では、家庭用の圧力なべ及び圧力がまの「表示」について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表
技術基準
１１（１）　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和３４年法律第１２７号）第２条第５項の登録商標をいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。
（２）　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
解釈
１１　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。

本製品においては、表示内容は基準に適合するが、シールの印字が容易に消え、剥がれた。

（参考）製品の外観

２．乗車用ヘルメット

（乗車用ヘルメット No.1）

・製品名：ZK-190　SL　DUCKTAIL
・種別：0.125 リットル以下用
・事業者名：（株）ザワキタ
・生産国：中国
・輸入年月日：不明（ただし、製造 NO. から 2013 年 3 月 20 日と推定）

●不適合の概要

①７　保持装置の強さ

「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」(以下「運用及び解釈」という。) では、乗車用ヘルメットの「保持装置の開放」について、以下のように定めている。

> 運用及び解釈　別表
> 技術基準
> ７ 保持装置の強さ試験を行つたとき、動的伸びが３５ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが２５ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。
>
> 解釈
> ７　確認方法は、日本工業規格Ｔ８１３３（２００７）乗車用ヘルメット７．６に規定する保持装置の強さ試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。ただし、原付等用ヘルメットにあっては、１種ヘルメットに係る保持装置の強さ試験を行って確認することとする。
> 「試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること」とは、締結具の破損の有無にかかわらず簡単に締結具が解離できて容易に外すことができることをいい、締結具が破損した場合には再締結が可能であることを求めないものとする。
> 使用する人頭模型は、原則として参照平面上方の形状が附属書Ｂで定めた形状及び寸法を考慮して製作したものとするが、ヘルメットを人頭模型に被せた際に著しいがたつき等が生じない範囲で、人頭模型を共通的に使用してもよい。

本製品においては、JIS T 8133 乗車用ヘルメット:2007　7.6　保持装置の強さ試験　の、「7.6.1 乗車用ヘルメットの保持装置の試験 1 」において、「7.6.1 c)　質量 10±0.1kg の落下重錘を、アンビルの上に敷く発泡パッドの厚さも含めて、表 6 に示す落下高さからアンビルの上に自由落下させる。」の試験を行うために、表 6 の 1 種・落下重錘の落下高さ「240±5mm」からアンビルの上に誘導自由落下させた際に、あごひもバックルの樹脂が破損し保持ができなくなった。

破損前の画像　　　　破損後の画像

図 0－1　乗車用ヘルメット　No.1　バックル破損前後の画像

②9　表示

「運用及び解釈」では、乗車用ヘルメットの「使用上の注意」の表示事項について、以下のように定めている。

> 運用及び解釈　別表
>
> 技術基準
>
> ９（３）　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
>
> 解釈
>
> ９（３）　「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、少なくとも次の事項が記載されていることが必要である。
>
> イ　製造年月（製造年月日でも可）の明確な表示。
>
> なお、輸入品の場合、製造年月は輸入年月でも構わない。
>
> また、表示は刻印でも構わない。
>
> ロ　改造禁止については、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。
>
> ハ　塗装禁止又は塗料の制限については、ヘルメットの材質によって浸されるおそれのある製品について、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。

②-1 本製品においては、製品の表示に、製造年月（製造年月日でも可）の旨が明確に記載されていなかった。

※「製造年月日」と「製造 NO」の欄の間に８桁の数字が記載されている。製造年月日を製造 NO と兼ねて一つの表示として記載されている可能性があるが、製造年月日の明確な表示には該当しないと考えられる。

②-2 製品及び取扱説明書への表示に、塗装禁止又は塗装の制限に関する注意が記載されていなかった。

（参考）製品の外観

（乗車用ヘルメット No.3）

・製品名：SE-18 GM/SIL WH VINTAGE
・種別：0.125 リットル以下用
・事業者名：（株）シーズ・オーティーピー
・生産国：中国
・製造年月日：2013 年 6 月

●不適合の概要

①９　表示

「運用及び解釈」では、乗車用ヘルメットの「使用上の注意」の表示事項について、以下のように定めている。

> 運用及び解釈　別表
>
> 技術基準
>
> ９（３）　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
>
> 解釈
>
> ９（３）　「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、少なくとも次の事項が記載されていることが必要である。
>
> イ　製造年月（製造年月日でも可）の明確な表示。
> なお、輸入品の場合、製造年月は輸入年月でも構わない。
> また、表示は刻印でも構わない。
>
> ロ　改造禁止については、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。
>
> ハ　塗装禁止又は塗料の制限については、ヘルメットの材質によって浸されるおそれのある製品について、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。

本製品においては、製品及び取扱説明書への表示に、塗装禁止又は塗装の制限に関する注意が記載されていなかった。

（参考）製品の外観

３　乳幼児用ベッド

(乳幼児用ベッドNo.1)
・製品：BOORI URBANE DAINTREE COTBED 3 IN 1 チーク
・事業者名：ブーリジャパン（株）
・生産国：中国

●不適合の概要
①１２　床板の落下衝撃強度
「運用及び解釈」では、乳幼児用ベッドの「床板の落下衝撃強度」について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表
技術基準
１２　床板の中央部に２０センチメートルの高さから１０キログラムの砂袋を連続して２５０回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。
解釈
１２　直径約２０センチメートルの円筒形砂袋を毎分５回以上８回以下の速さで繰り返し落下させて確認すること。
試験は、各部の取り付けが確実であることを確認した後、行うものとし、落下衝撃によりベッドが動く場合は、動かないよう固定しても差し支えないものとする。
「各部に異状が生じないこと」とは、次のもの等が生じないことをいい、目視、触感等により確認すること。ただし、床板の表面材の部分的浮き上がり等、スチールパイプ製床板枠の軽微な曲がり又は組み立て用ねじのゆるみ等は、安全性に問題がないので異状とはみなさないものとする。
イ 床板の外れ、割れ又は床板枠の折れ。
ロ 床板を保持する構造物の外れ、割れ又は折れ。
ハ その他の箇所の外れ、割れ又は破れ。

本製品においては、技術基準では「床板の中央部に･･･砂袋を連続して 250 回落下させたとき、各部に異状が生じないこと」であるところ、22 回落下時に床板が破損した。また、参考として、予備の１つの製品についても同様の検査を行ったところ、53 回落下時に床板が破損した。

②２０　表示

「運用及び解釈」では、乳幼児用ベッドの「表示」について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表

技術基準

２０（１）　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

（２）　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

解釈

２０（１）　ベッドの前枠又は妻枠の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示が付されていること。また、目視により確認すること。次項において同じ。

「外面の見やすい箇所」とは、使用者が一見して認識できる箇所とし、例えばベッド専用のものにあっては、妻枠中さん、サークル兼用のものにあっては、前枠横さんとし、金属製その他のものにあっては、前枠の部分等とする。

（２）(以下略)・・・

本製品においては、事業者の名称として、「ブーリジャパン株式会社」が表示されていたが、実際に届けられている事業者名は「ブーリインターナショナルジャパン(株)」であり、不適合と考えられる。

(参考)製品の外観

４．携帯用レーザー応用装置

（携帯用レーザー応用装置 No.5）

・製品名：レーザーポインター付 LED ボールペン
・種別：レーザーポインター（ポインター付ボールペン）
・事業者名：不明
　※販売事業者：（有）エンジェリック
・生産国：記載なし

●不適合の概要

①１　レーザー出力

「運用及び解釈」では、携帯用レーザー応用装置の「レーザー出力」について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表

技術基準

１（１）　レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が８センチメートル未満のものを除く。）にあつては、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品又は３．２０クラス２レーザ製品であること。

（２）　（１）のもの以外のものにあつては、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品（その放出持続時間が８．３ｅ）時間基準３）を満たすものに限る。）であること。

解釈

１（１）　レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準８クラス分けの規定による測定方法により測定して確認すること。ただし、９．２レーザ放射の測定及び９．３測定光学系の適用については、Ｐｕｂｌｉｃａｔｉｏｎ ＩＥＣ ６０８２５－１（Ｓｅｃｏｎｄ ｅｄｉｔｉｏｎ－２００７）Ｉ－ＳＨ ０１によることができる。

「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にＬＥＤ等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。

なお、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１９クラス１Ｍレーザ製品であっても、８クラス分けの規定による測定方法におけるクラス２に対して要求される限界値を超えないものは、クラス２レーザ製品として扱って差し支えない。

「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。

（２）　レーザ製品のクラスについては、（１）と同様の方法により測定して確認すること。

当該製品は、レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有しない。そのため、技術基準１（２）に該当するため、レーザー出力の測定値はクラス１の「0.39mW 以下」に適合させる必要がある。しかし、当該製品のレーザー出力の測定値は、通常時で「4.06mW」（クラス 3R 相当）であり、規定値を上回っていた。

②４　表示

「運用及び解釈」では、携帯用レーザー応用装置の表示事項について、以下のように定めている。

> 運用及び解釈　別表
>
> 技術基準
>
> ４（１）　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
>
> （２）　次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品（その放出持続時間が８．３ｅ）時間基準３）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が３秒未満であるものに限る。））にあつては②の注意事項を表示することを要しない。
>
> ①レーザー光をのぞきこまない旨
>
> ②レーザー光を人に向けない旨
>
> ③子供に使わせない旨
>
> 解釈
>
> ４ 携帯用レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。

本製品においては、届出事業者名、登録検査機関名、安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が表示されていなかった。

また、PSC マークも表示されていなかった。

（参考）製品の外観

（携帯用レーザー応用装置 No.6）

・製品名：くまモンの４ in １ボールペン
・種別：レーザーポインター（ポインター付ボールペン）
・事業者名：不明
　※販売事業者：（株）トライスト
・生産国：中国

●不適合の概要
　①１　レーザー出力
　「運用及び解釈」では、携帯用レーザー応用装置の「レーザー出力」について、以下のように定めている。

> 運用及び解釈　別表
> 技術基準
> １（１）レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が８センチメートル未満のものを除く。）にあつては、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品又は３．２０クラス２レーザ製品であること。
> （２）（１）のもの以外のものにあつては、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品（その放出持続時間が８．４ｅ）時間基準３）を満たすものに限る。）であること。
> 解釈
> １（１）　レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準８クラス分けの規定による測定方法により測定して確認すること。ただし、９．２レーザ放射の測定及び９．３測定光学系の適用については、Ｐｕｂｌｉｃａｔｉｏｎ ＩＥＣ ６０８２５－１（Ｓｅｃｏｎｄ ｅｄｉｔｉｏｎ－２００７）Ｉ－ＳＨ ０１によることができる。
> 　「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にＬＥＤ等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。
> 　なお、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１９クラス１Ｍレーザ製品であっても、８クラス分けの規定による測定方法におけるクラス２に対して要求される限界値を超えないものは、クラス２レーザ製品として扱って差し支えない。
> 　「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。
> （２）　レーザ製品のクラスについては、（１）と同様の方法により測定して確認すること。

当該製品は、レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有しない。そのため、技術基準１（２）に該当するため、レーザー出力の測定値はクラス１の「0.39mW 以下」に適合させる必要がある。しかし、当該製品のレーザー出力の通常動作時の測定値は「3.96mW」（クラス 3R 相当）であり、規定値を上回った。

②４　表示

「運用及び解釈」では、携帯用レーザー応用装置の表示事項について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表

技術基準

４（１）　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

（２）　次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本工業規格Ｃ６８０２（２００５）レーザ製品の安全基準３．１７クラス１レーザ製品（その放出持続時間が８．４ｅ）時間基準３）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が３秒未満であるものに限る。））にあつては②の注意事項を表示することを要しない。

① レーザー光をのぞきこまない旨

② レーザー光を人に向けない旨

③ 子供に使わせない旨

解釈

４ 携帯用レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。

本製品においては、届出事業者名、登録検査機関名は表示されていなかった。

安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項「レーザー光をのぞきこまない旨」、「レーザー光を人に向けない旨」、「子供に使わせない旨」は、すべて表示されていなかった。なお参考までに、「レーザー光を人に向けない旨」は、台紙には記載があった。

また、PSC マークも表示されていなかった。

（参考）製品の外観

（携帯用レーザー応用装置 No.9）
・製品名：Green Laser wireless Presenter 12-HAG280
・種別：レーザーポインター（ポインター付プレゼンター）
・事業者名：不明
※販売事業者：ブライアンテック（有）
・生産国：中国

●不適合の概要
①１　レーザー出力
「運用及び解釈」では、携帯用レーザー応用装置の「レーザー出力」について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表
技術基準
１（１）　レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が８センチメートル未満のものを除く。）にあつては、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品又は３．２０クラス２レーザ製品であること。
（２）　（１）のもの以外のものにあつては、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品（その放出持続時間が８．４ｅ）時間基準３）を満たすものに限る。）であること。
解釈
１（１）　レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準８クラス分けの規定による測定方法により測定して確認すること。ただし、９．２レーザ放射の測定及び９．３測定光学系の適用については、Ｐｕｂｌｉｃａｔｉｏｎ　ＩＥＣ　６０８２５－１（Ｓｅｃｏｎｄ　ｅｄｉｔｉｏｎ－２００７）Ｉ－ＳＨ　０１によることができる。
「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にＬＥＤ等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。
なお、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１９クラス１Ｍレーザ製品であっても、８クラス分けの規定による測定方法におけるクラス２に対して要求される限界値を超えないものは、クラス２レーザ製品として扱って差し支えない。
「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。
（２）　レーザ製品のクラスについては、（１）と同様の方法により測定して確認すること。

当該製品は、レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有しない。そのため、技術基準１（２）に該当するため、レーザー出力の測定値はクラス１の「0.39mW 以下」に適合させる

必要がある。しかし、当該製品のレーザー出力の通常動作時の測定値は「0.411mW」(クラス 2)であり、規定値を上回った。

②4　表示

「運用及び解釈」では、携帯用レーザー応用装置の表示事項について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表

技術基準

４（１）　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

（２）　次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品（その放出持続時間が８．３ｅ）時間基準３）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が３秒未満であるものに限る。)）にあつては②の注意事項を表示することを要しない。

① レーザー光をのぞきこまない旨

② レーザー光を人に向けない旨

③ 子供に使わせない旨

解釈

４ 携帯用レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。

本製品においては、届出事業者名、登録検査機関名、安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が表示されていなかった。

また、PSC マークも表示されていなかった。

（参考）製品の外観

（携帯用レーザー応用装置 No.11）
・製品名：WIRELESS presenter with laser pointer
・種別：レーザーポインター（ポインター付プレゼンター）
・事業者名：不明
　※販売店：ROOKIE　TREND MARKET
・生産国：中国

●不適合の概要
①１　レーザー出力
「運用及び解釈」では、携帯用レーザー応用装置の「レーザー出力」について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表
技術基準
１（１）　レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が８センチメートル未満のものを除く。）にあつては、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品又は３．２０クラス２レーザ製品であること。
（２）　（１）のもの以外のものにあつては、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品（その放出持続時間が８．４ｅ）時間基準３）を満たすものに限る。）であること。
解釈
１（１）　レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準８クラス分けの規定による測定方法により測定して確認すること。ただし、９．２レーザ放射の測定及び９．３測定光学系の適用については、Ｐｕｂｌｉｃａｔｉｏｎ　ＩＥＣ　６０８２５－１（Ｓｅｃｏｎｄ　ｅｄｉｔｉｏｎ－２００７）Ｉ－ＳＨ　０１によることができる。
「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にＬＥＤ等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。
なお、日本工業規格Ｃ６８０２（２０１１）レーザ製品の安全基準３．１９クラス１Ｍレーザ製品であっても、８クラス分けの規定による測定方法におけるクラス２に対して要求される限界値を超えないものは、クラス２レーザ製品として扱って差し支えない。
「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。
（２）　レーザ製品のクラスについては、（１）と同様の方法により測定して確認すること。

当該製品は、レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有しない。そのため、技術基準１（２）に該当するため、レーザー出力の測定値はクラス１の「0.39mW 以下」に適合させる

必要がある。しかし、当該製品のレーザー出力の通常動作時の測定値は「8.32mW」（クラス 3B 相当）であり、規定値を上回った。

②4　表示

「運用及び解釈」では、携帯用レーザー応用装置の表示事項について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表

技術基準

４（１）　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

（２）　次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本工業規格Ｃ６８０２（２００５）レーザ製品の安全基準３．１７クラス１レーザ製品（その放出持続時間が８．４ｅ）時間基準３）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が３秒未満であるものに限る。））にあつては②の注意事項を表示することを要しない。

①　レーザー光をのぞきこまない旨

②　レーザー光を人に向けない旨

③　子供に使わせない旨

解釈

４　携帯用レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。

本製品においては、届出事業者名、登録検査機関名、安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が表示されていなかった。

また、PSC マークも表示されていなかった。

（参考）製品の外観

１．３ ライター

（ライターNo.10）

・製品名：スリムグリップガスライター
・事業者名：（株）ポニー
・種別：多目的押しボタン式
・生産国： 中国

●不適合の概要

①８　燃料適性

「運用及び解釈」では、ライターの「燃料適性」について、以下のように定めている。

> 運用及び解釈　別表
> 技術基準
> ８　燃料適性試験を行ったとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。
> 解釈
> １～１５ ライターの機能的要求及び構造にあっては、日本工業規格Ｓ４８０１（２０１０）たばこライター－安全仕様３機能的要求事項及び４構造又は日本工業規格Ｓ４８０２（２０１０）多目的ライター－安全仕様３機能的要求事項、４構造及び５多目的ライターの燃料注入に適合すること。また、ライターの火炎を生成する機構にあっては、日本工業規格Ｓ４８０３（２０１０）たばこライター及び多目的ライター－操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様の５機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。
> ・・・(以下略)・・・

JIS S 4802（2010）では、「4.8 燃料適性」において、「7.8 によって試験をしたとき、この規格に適合しないか、又は毎分 15mg を超えるガス漏れを招くような劣化があってはならない。」と規定している。

> JIS S 4802（2010）
> 4.8　毎分 15 mg を超えるガス漏れがないこと。
> 7.8.4.6　燃料タンク内の液体燃料が残っていること。
> 7.8.4.8　3.1～3.5 の適合すべきすべての規定に適合すること。
> 7.8.4.9　点火せず、かつ、燃料が空でないライターは不合格としない。

なお、JIS S 4802（2010）多目的ライターー安全仕様の 3.1～3.5 項の各項目は、以下である。

JIS S 4802（2010）多目的ライターー安全仕様 3.1 火炎の生成 3.2 火炎の高さ 3.3 火炎の高さの調整 3.4 スピッティング及びフレアリングの防止 3.5 火炎の消火

当該製品において不適合が確認された項目は、「JIS S 4802（2010）3.4 スピッティング及びフレアリングの防止 多目的ライターは、最高の火炎の高さに調整し、7.2 によって試験したとき、スピッティング、及びフレアリングを起こしてはならない。」と規定され、「7.2 スピッティング及びフレアリング試験」において「7.2.3.6 多目的ライターを 10 秒間逆さまにする。多目的ライターの方向を火炎が上方に垂直になるように元に戻して、直ちに多目的ライターを点火する。10 秒間の燃焼中に火炎の高さを観察し、火炎の高さの変動が 50mm を超える場合、不適合とする。」の基準に対し、5 製品中 1 個で「105mm」のフレアリング（火炎の高さの変動）が発生し、要求仕様「50mm を超えない」を上回った。

（参考）製品の外観

（ライターNo.11）

・製品名：使い切りタイプウルトラライター

・事業者名：ワールドアトラス（株）

・種別：多目的押しボタン式

・生産国：中国

●不適合の概要

①８　燃料適性（JIS S 4802）

「運用及び解釈」では、ライターの「燃料適性」について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表

技術基準

１　燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。

解釈

１～１５ ライターの機能的要求及び構造にあっては、日本工業規格Ｓ４８０１（２０１０）たばこライターー安全仕様３機能的要求事項及び４構造又は日本工業規格Ｓ４８０２（２０１０）多目的ライターー安全仕様３機能的要求事項、４構造及び５多目的ライターの燃料注入に適合すること。また、ライターの火炎を生成する機構にあっては、日本工業規格Ｓ４８０３（２０１０）たばこライター及び多目的ライターー操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様の５機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。

・・・(以下略)・・・

JIS S 4802（2010）では、「4.8 燃料適性」において、「7.8 によって試験をしたとき、この規格に適合しないか、又は毎分 15mg を超えるガス漏れを招くような劣化があってはならない。」と規定している。

JIS S 4802（2010）

4.8　毎分 15 mg を超えるガス漏れがないこと。

7.8.4.6　燃料タンク内の液体燃料が残っていること。

7.8.4.8　3.1～3.5 の適合すべきすべての規定に適合すること。

7.8.4.9　点火せず、かつ、燃料が空でないライターは不合格としない。

なお、JIS S 4802（2010）多目的ライター－安全仕様の 3.1～3.5 項の各項目は、以下である。

JIS S 4802（2010）多目的ライター－安全仕様
3.1 火炎の生成
3.2 火炎の高さ
3.3 火炎の高さの調整
3.4 スピッティング及びフレアリングの防止
3.5 火炎の消火

当該製品において不適合が確認された項目は、「JIS S 4802（2010） 4.8 燃料適性 燃料にさらした後、7.8 によって試験したとき、この規格に適合しないか、又は毎分 15mg を超えるガス漏れを招くような劣化があってはならない。」と規定され、「7.8 燃料適性試験」において「7.8.4.6 液体燃料が残っていない場合は、ライターが空であり、不合格であることを示す。」の基準に対し、5 製品中 1 個で、所定の手順後に燃料が空になっていた。

（参考）製品の外観

（ライターNo.12）
・製品名：ファイアスターター　ショート
・事業者名：片山利器（株）
・種別：多目的押しボタン式
・生産国：中国

●不適合の概要
①８　燃料適性
「運用及び解釈」では、ライターの「燃料適性」について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表
技術基準
８　燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。
解釈
１～１５ ライターの機能的要求及び構造にあっては、日本工業規格Ｓ４８０１（２０１０）たばこライターー安全仕様３機能的要求事項及び４構造又は日本工業規格Ｓ４８０２（２０１０）多目的ライターー安全仕様３機能的要求事項、４構造及び５多目的ライターの燃料注入に適合すること。また、ライターの火炎を生成する機構にあっては、日本工業規格Ｓ４８０３（２０１０）たばこライター及び多目的ライターー操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様の５機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。
・・・(以下略)・・・

JIS S 4802（2010）では、「4.8 燃料適性」において、「7.8 によって試験をしたとき、この規格に適合しないか、又は毎分 15mg を超えるガス漏れを招くような劣化があってはならない。」と規定している。

JIS S 4802（2010）
4.8　毎分 15 mg を超えるガス漏れがないこと。
7.8.4.6　燃料タンク内の液体燃料が残っていること。
7.8.4.8　3.1～3.5 の適合すべきすべての規定に適合すること。
7.8.4.9　点火せず、かつ、燃料が空でないライターは不合格としない。

なお、JIS S 4802（2010）多目的ライターー安全仕様の 3.1～3.5 項の各項目は、以下である。

JIS S 4802（2010）多目的ライターー安全仕様
3.1 火炎の生成
3.2 火炎の高さ
3.3 火炎の高さの調整
3.4 スピッティング及びフレアリングの防止

3.5 火炎の消火

当該製品において不適合が確認された項目は、「JIS S 4802（2010） 3.2.6 調整式ポストミキシングバーナー多目的ライター　ユーザーが調整を行わずに初めて点火するとき、7.1 によって試験し、火炎を上方に垂直に向けたとき、火炎の高さが 100 mm を超えないように、製造業者によって火炎の高さを調整しておく。」と規定され、「7.1 火炎の高さの測定」において「7.1.4.3 多目的ライターに点火して、約 1 秒間置き、次に 5 秒の燃焼の間、多目的ライターの後ろにある板の 5mm 間隔のメモリに最も近いところの火炎の高さを求める」を行った。試験の結果、火炎の高さ（最初）で、「35mm、120mm、50mm、40mm、45mm」となり、5 製品中 1 個で要求仕様「100mm 以下」を上回った。

②１１　耐熱性（JIS S 4802）

「運用及び解釈」では、ライターの「耐熱性」について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表
技術基準
１１　耐熱性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
解釈
１～１５ ライターの機能的要求及び構造にあっては、日本工業規格Ｓ４８０１（２０１０）たばこライターー安全仕様３機能的要求事項及び４構造又は日本工業規格Ｓ４８０２（２０１０）多目的ライターー安全仕様３機能的要求事項、４構造及び５多目的ライターの燃料注入に適合すること。また、ライターの火炎を生成する機構にあっては、日本工業規格Ｓ４８０３（２０１０）たばこライター及び多目的ライターー操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様の５機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。
・・・(以下略)・・・

JIS S 4802（2010）では、「4.3 耐熱性」において、「4.3.1　7.5 によって試験をしたとき、65℃の温度に 4 時間耐えなければならない。」と規定している。

JIS S 4802（2010）7.5.2
・毎分 15 mg を超える燃料漏れがないこと。
・燃料タンクの破損がないこと。
・ライターの安全操作を損なわないこと。
・燃料が空にならないこと。
JIS S 4802（2010）
7.5.5.8　3.1～3.5 の適合すべきすべての規定に適合すること。
7.5.5.9　点火しないライターは不合格としない。

なお、JIS S 4802（2010）多目的ライター－安全仕様の 3.1～3.5 項の各項目は、以下である。

JIS S 4802（2010）多目的ライター－安全仕様
3.1 火炎の生成
3.2 火炎の高さ
3.3 火炎の高さの調整
3.4 スピッティング及びフレアリングの防止
3.5 火炎の消火

②-1 「JIS S 4802（2010） 4.3 耐熱性」において、「4.3.1 多目的ライターは、7.5 によって試験したとき、65℃の温度に 4 時間耐えなければならない。」「4.3.2 4.3.1 の規定に適合し、かつ 23±2℃で安定させた後、更に、点火可能な多目的ライターは、その後、3.1～3.5 で適合すべきすべての規定に適合しなければならない。」と規定されている。

そして、「JIS S 4802（2010） 3.4 スピッティング及びフレアリングの防止」において、「多目的ライターは、最高の火炎の高さに調整し、7.2 によって試験をした時、スピッティング、及びフレアリングを起こしてはならない」と規定されている。試験方法と基準は、「7.2.3.4 その後、多目的ライターを点火させて火炎を上方に垂直に向け、火炎の高さを観察して、多目的ライターを水平から下方 45° の角度の逆位置まで回転させる。合計で 10 秒間の経過時間中、火炎の高さの変動が 50mm を超える場合は不適合とする。」である。

②-2 もう１つの試験方法と基準は、「JIS S 4802（2010） 7.2.3.6 多目的ライターを 10 秒間逆さまにする。多目的ライターの方向を火炎が上方に垂直になるように元に戻して、直ちに多目的ライターを点火する。10 秒間の燃焼中に火炎の高さを観察し、火炎の高さの変動が 50mm を超える場合は不適合とする。」としている。

表 １．３－１ ライターNo.12 耐熱性の不適合

検査項目	要求仕様	測定結果 （不適合値）	備考
3.4 スピッティング及びフレアリング	下方 45° での火炎の高さの変動（フレアリング）が 50mm を超えない	製品① 55mm	他の 4 品の結果： 異状なし
	10秒間逆さまにした後の垂直上向きでの火炎の高さの変動（フレアリング）が 50mm を超えない	製品① 95mm	他の 4 品の結果： 異状なし

（参考）製品の外観

（ライターNo.14）

・製品名：CR 着火ライター　ザ・スリム

・事業者名：（株）ニチネン

・種別：多目的押しボタン式

・生産国：中国

●不適合の概要

①８　燃料適性

「運用及び解釈」では、ライターの「燃料適性」について、以下のように定めている。

> 運用及び解釈　別表
>
> 技術基準
>
> ８　燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。
>
> 解釈
>
> １～１５ ライターの機能的要求及び構造にあっては、日本工業規格Ｓ４８０１（２０１０）たばこライター－安全仕様３機能的要求事項及び４構造又は日本工業規格Ｓ４８０２（２０１０）多目的ライター－安全仕様３機能的要求事項、４構造及び５多目的ライターの燃料注入に適合すること。また、ライターの火炎を生成する機構にあっては、日本工業規格Ｓ４８０３（２０１０）たばこライター及び多目的ライター－操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様の５機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。
>
> ・・・(以下略)・・・

JIS S 4802（2010）では、「4.8 燃料適性」において、「製造業者が多目的ライターとともに提供する燃料、又は推奨する燃料と接触する多目的ライターの構成部品は、燃料にさらした後、7.8 によって試験したとき、この規格に適合しないか、又は毎分 15mg を超えるガス漏れを招くような劣化があってはならない。」と規定している。

> JIS S 4802（2010）
>
> 4.8　毎分 15 mg を超えるガス漏れがないこと。
>
> 7.8.4.6　燃料タンク内の液体燃料が残っていること。
>
> 7.8.4.8　3.1～3.5 の適合すべきすべての規定に適合すること。
>
> 7.8.4.9　点火せず、かつ、燃料が空でないライターは不合格としない。

なお、JIS S 4802（2010）多目的ライターー安全仕様の 3.1～3.5 項の各項目は、以下である。

JIS S 4802（2010）多目的ライターー安全仕様
3.1 火炎の生成
3.2 火炎の高さ
3.3 火炎の高さの調整
3.4 スピッティング及びフレアリングの防止
3.5 火炎の消火

当該製品において不適合が確認された項目は、「JIS S 4802（2010） 3.4 スピッティング及びフレアリングの防止」において「多目的ライターは、最高の火炎の高さに調整し、7.2 によって試験したとき、スピッティング、及びフレアリングを起こしてはならない。」と規定され、「7.2 スピッティング及びフレアリング試験」において、「7.2.3.6 多目的ライターを 10 秒間逆さまにする。多目的ライターの方向を火炎が上方に垂直になるように元に戻して、直ちに多目的ライターを点火する。10 秒間の燃焼中に火炎の高さを観察し、火炎の高さの変動が 50㎜ を超える場合は、不適合とする。」と規定されている。

当該製品においては、試験の結果、フレアリング（火炎の高さの変動）で、5 製品中 1 個で測定値は「90㎜」となり、要求仕様「50㎜ 以下」を上回った。

②１１ 耐熱性（JIS S 4802）

「運用及び解釈」では、ライターの「耐熱性」について、以下のように定めている。

運用及び解釈 別表
技術基準
１１ 耐熱性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
解釈
１～１５ ライターの機能的要求及び構造にあっては、日本工業規格Ｓ４８０１（２０１０）たばこライターー安全仕様３機能的要求事項及び４構造又は日本工業規格Ｓ４８０２（２０１０）多目的ライターー安全仕様３機能的要求事項、４構造及び５多目的ライターの燃料注入に適合すること。また、ライターの火炎を生成する機構にあっては、日本工業規格Ｓ４８０３（２０１０）たばこライター及び多目的ライターー操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様の５機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。
・・・(以下略)・・・

JIS S 4802（2010）では、「4.3 耐熱性」において、「7.5 によって試験をしたとき、65℃の温度に 4 時間耐えなければならない。」と規定している。

JIS S 4802（2010） 7.5.2 ・毎分 15 mg を超える燃料漏れがないこと。 ・燃料タンクの破損がないこと。 ・ライターの安全操作を損なわないこと。 ・燃料が空にならないこと。 JIS S 4802（2010） 7.5.5.8 3.1～3.5 の適合すべきすべての規定に適合すること。 7.5.5.9 点火しないライターは不合格としない。

なお、JIS S 4802（2010）多目的ライター－安全仕様の 3.1～3.5 項の各項目は、以下である。

JIS S 4802（2010）多目的ライター－安全仕様 3.1 火炎の生成 3.2 火炎の高さ 3.3 火炎の高さの調整 3.4 スピッティング及びフレアリングの防止 3.5 火炎の消火

当該製品において不適合が確認された項目は、「JIS S 4802（2010） 4.3 耐熱性 多目的ライターは、7.5 によって試験したとき、65℃の温度に 4 時間耐えなければならない。」と規定され、「7.5.2 試験後に液体燃料が空となった多目的ライターは、不合格とする。」の基準に対し、5 製品中 1 個で、所定の手順後に燃料が空になっていた。

（参考）製品の外観

（ライターNo. 15）

・製品名： CR 対応　カチッとライターレギュラー
・事業者名：（株）小久保工業所
・種別： 多目的押しボタン式
・生産国：中国

●不適合の概要

①４　スピッティング及びフレアリング（JIS S 4802）

「運用及び解釈」では、ライターの「スピッティング及びフレアリング」について、以下のように定めている。

運用及び解釈　別表
技術基準
４　燃料がガスのものにあつては、燃焼を行つたとき、火炎のばらつきがないこと。
解釈
１～１５ ライターの機能的要求及び構造にあっては、日本工業規格Ｓ４８０１（２０１０）たばこライターー安全仕様３機能的要求事項及び４構造又は日本工業規格Ｓ４８０２（２０１０）多目的ライターー安全仕様３機能的要求事項、４構造及び５多目的ライターの燃料注入に適合すること。また、ライターの火炎を生成する機構にあっては、日本工業規格Ｓ４８０３（２０１０）たばこライター及び多目的ライターー操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様の５機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。
・・・(以下略)・・・

JIS S 4802（2010）では、「3.4 スピッティング及びフレアリングの防止　多目的ライターは、最高の火炎の高さに調整し、7.2 によって試験したとき、スピッティング及びフレアリングを起こしてはならない。」と規定している。

当該製品においては、「JIS S 4802（2010）　7.2.3.6 多目的ライターを 10 秒間逆さまにする。多目的ライターの方向を火炎が上方に垂直になるように元に戻して、直ちに多目的ライターを点火する。10 秒間の燃焼中に、火炎の高さを観察し、火炎の高さの変動が 50mm を超える場合は、不合格とする」の試験の結果、スピッティング及びフレアリングの防止で、5 製品中 1 個で「110mm」のフレアリング（火炎の高さの変動）が発生し、要求仕様「50mm を超えない」を上回った。

（参考）製品の外観